

民法判例集 親族・相続

内田 貴 = 水野紀子 = 大村敦志 = 道垣内弘人

2014年4月刊 / 396頁 / 本体 2800円 + 税
A5判 / 並製



編集者から 民法判例集シリーズは、1997年の刊行以降、読者に支持され続けている好評の判例教材です。本書（親族・相続編）の刊行をもって、本シリーズは、既刊の財産法編と併せて完結となりました。

親族・相続分野は現在非常に注目度が高く、性同一性障害者の「父」推定や非嫡出子の相続分判決などは、皆さんも最近のニュースで見聞きしたことがあるでしょう。本書は、このような最新の事件から、いわゆるリーディングケースにいたるまで、学習に不可欠な裁判例167件を収録しています。

判例集ならではの特色として、事実関係を詳細に紹介し、簡単な図を付すことで理解を促す、また、必要に応じ地名や当事者名（原則として法人名）を残し、現実の紛争を身近に感じられるようにする等の工夫をしています（はしがきより）。裁判例によっては、判決理由に加えて少数意見も長めに引用しており、裁判官同士の理論の対立も読み解くことができます。

生きた裁判例を通して民法を身に付けるため、本書をぜひご活用ください。（N.T）

Point!



編成は、基本的に民法典に従っています。解説部分は、各判例の位置付けを理解するために有効です。

→ 121

の持分の2分の1をYに、その余をC、Dに相続させる旨、遺産分割協議を修正する合意をし、後にDもこれに同意したので、Xの請求は棄却されるべきだと主張した。

1審は、いったん成立した遺産分割を解除し、再度の合意をすることは許されないとし、Xを勝訴させた。2審も、抽象論としては同様だが、そもそもYの主張する抗弁事実の存在は認められないことを行言している。Yが上告。

【判決理由】 上告棄却 「共同相続人の全員が、既に成立している遺産分割協議の全部又は一部を合意により解除した上、改めて遺産分割協議をすることは、法律上、当然には妨げられるものではなく、Yが主張する遺産分割協議の修正も、右のような共同相続人全員による遺産分割協議の合意解除と再分割協議を指すものと解されるから、原判決がこれを許されないものとして右主張自体を失当とした点は、法令の解釈を誤ったものといわざるを得ない。しかしながら、原判決は、その提示に當り、Yの右主張事実を肯認するに足りる証拠はない旨の認定判断をもしているものとされ、この認定判断は原判決示すの証拠関係に照らして首肯するに足りるから、Yの右主張を排斥した原審の判断は、その結論において是認することができる。」（裁判長裁判官 大畑誠一 裁判官 角田謙次郎 大内恒夫 四谷敏 磯元四郎平）

121 遺産分割協議と詐害行為取消権

最(二)判平成11年6月11日民集53巻5号888頁(⇒担保権物・債権総論100事件)
(要旨) (要旨) (要旨)

【事案】 亡Aは、借地上に本件建物所有し、妻Bと居住していた。Aは、昭和64年2月24日に死亡し、Bおよび子Y₁、Y₂がこれを相続した。

X（親類保証人）は、平成5年10月29日、CおよびDを連帯債権者として300万円を貸し渡した。Bは、同日、この債務を連帯保証する旨をXに対し、約した。

本件建物の所有権人はAのままであったところ、BらのXに対する債務の支払が滞り出したところから、Xは、平成7年10月11日、Bに対し、上記連帯保証

→ 解説

債務の履行および本件建物についての相続を原因とする所有権移転登記手続をするよう求めた。すると、BおよびYらは、平成8年1月5日頃、本件建物について、Bはその持分を取得しないものとし、Yらが持分2分の1ずつの割合で所有権を取得する旨の遺産分割協議を成立させ、同日、その旨の所有権移転登記を確立した。そこで、Xは、Yらに対して、本件遺産分割協議を詐害行為として取り消し、それらの原因として、Bに対する持分3分の1の所有権移転登記手続をすることを求めて、訴えを提起した。

1、2審とも、Xの請求を認めた。Yらが上告。

【判決理由】 上告棄却 「共同相続人の間で成立した遺産分割協議は、詐害行為取消権行使の対象となり得るものと解するのが相当である。ただし、遺産分割協議は、相続の開始によって共同相続人の共有となった相続財産について、その全部又は一部を、各相続人の単独所有とし、又は新たな共有関係に移行させることによって、相続財産の帰属を確定させるものであり、その性質上、財産権を目的とする法律行為であるといえることができるからである。」（裁判長裁判官 福田博 裁判官 河合伸一 北川弘治 龜山龍夫）

解説

(1) 102でみたように、判例は、「相続財産の共有（民法888条、旧法1002条）は、民法改正の前後を通じ、民法249条以下に規定する「共有」とその性質を異にするものではない」としている。しかし、通常の共有物分割訴訟は提起できず、遺産分割手続によるのみ、分割を請求できるとしたが115である。

このように遺産分割請求は、家事審判手続で行われるが、その手続で、前提問題である相続態、相続財産の存否が判断されても、それについては既判力が生じない。そこで、116は、個々の財産が遺産に属するか否かを確認するための訴訟は許される、としているわけである（訴訟から、既判力が生じる）。

このように、遺産分割前の共有状態には一定の特異性がある。しかし、あくまで通常の共有と同じであるという原則を判例は示しており、117でもそれが現れる。

(2) 119は、遺産分割協議の成立の後、共同相続人の1人が他の相続人に対して協議において負担した債務を履行しないときであっても、他の相続人は遺

284 第5編 相続

第3章 相続の効力 285